

吸收分割に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2022 年 3 月 30 日

住友電気工業株式会社

2022年3月30日
大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治



当社は、2022年3月29日付で、株式会社ジェイ・パワーシステムズ（以下「分割会社」といいます。）との間で締結した吸收分割契約に基づき、吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第794条第1項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第192条に定める当社の事前開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別添の吸收分割契約書をご参照ください。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項（規則第192条第1号）

本件分割において、当社は分割会社に対して分割対価を交付しないこととしておりますが、その相当性については、以下のとおりです。

当社は分割会社の発行済株式の全部を保有するため、本件分割に際して、金銭その他の財産の交付は行いません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項（規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項（規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（規則第192条第4号イ）

別添の計算書類等をご参照ください。

6. 分割会社の臨時計算書類等の内容（規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

7. 分割会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第192条第4号

ハ)

分割会社は、2022年3月29日開催の臨時株主総会において、下記のとおり、資本金及び資本準備金（以下「本件資本金等」といいます。）の額の減少等を実施することを決議いたしました。

(1) 減少させる資本金及び資本準備金の額

- ・資本金の額を80億円から79億円減少させ、1億円とします。また、資本準備金の額を80億円から80億円減少させ、0円とします。
- ・減少させる本件資本金等の額全額をその他資本剰余金に振り替えます。
- ・効力発生日：2022年7月1日（予定）

(2) 剰余金の処分の内容

本件資本金等の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金159億円を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

なお、本件資本金等の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、分割会社の純資産額に変動を生じせるものではありません。

8. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第192条第6号イ）

該当事項はありません。

9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（規則第192条第7号）

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ1,376,632百万円及び614,150百万円です。また、本件分割により分割会社が当社に承継させる予定の資産の額及び負債の額はともに25,738百万円と見込んでおります。従って、本件分割により当社が分割会社から承継する予定の資産の額及び負債の額が占める比率は小さく、当社の財務状況が本件分割により受ける影響は極めて軽微です。このため、本件分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後においても当社の負担する債務の履行の見込みには問題がないものと判断いたします。

以上



吸收分割契約書

株式会社ジェイ・パワーシステムズ（以下「甲」という。）と住友電気工業株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約に定めるところにより、甲は、第4条第1項所定の、甲の電線及びケーブルの製造に係る事業（なお、甲が受注した電力プロジェクトの管理に係る事業は含まれない。以下「本件事業」という。）に関する権利義務を、吸收分割によって、乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第2条（本件分割の当事者）

本件分割の吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

（1）吸收分割会社：甲

- ①商号：株式会社ジェイ・パワーシステムズ
- ②住所：茨城県日立市日高町五丁目1番1号

（2）吸收分割承継会社：乙

- ①商号：住友電気工業株式会社
- ②住所：大阪市中央区北浜四丁目5番33号

第3条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2022年7月1日とする。但し、手続きの進行上又はその他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（乙が承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 乙は、効力発生日に別紙「承継する権利義務等の明細」に記載の資産、債務、契約その他の権利義務を甲より承継する。
2. 本件分割に基づく乙による甲からの債務の承継については、重疊的（併存的）債務引受けの方法による。但し、この場合においても、甲乙間の内部関係において、最終の債務負担者は乙とする。

第5条（乙が本件分割に際して交付する金銭等）

乙は甲の発行済株式の全部を保有しているため、本件分割に際して、乙は甲に対し株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

第6条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第7条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第8条（従業員の処遇）

1. 本件事業に主として従事する甲の従業員との雇用契約及びこれらに付随する権利義務は、本件分割において承継される契約及び権利義務に含まれないものとする。
2. 効力発生日において甲に在籍出向し本件事業に主として従事する乙の従業員との雇用契約及びこれに付随する権利義務は、本件分割において承継される契約及び権利義務に含まれないものとし、乙は、原則として、当該従業員を乙に復帰させるものとする。乙に復帰させる従業員の具体的範囲については別途甲乙協議して定めるものとする。

第9条（競業避免義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生後も、乙に対し、本件事業について競業避免義務を負わない。

第10条（条件の変更）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合は、甲乙協議の上、本契約の内容及び分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、甲乙協議の上これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年3月29日

茨城県日立市日高町五丁目1番1号

甲： 株式会社ジェイ・パワーシステムズ
代表取締役 大澤 友樹



大阪市中央区北浜四丁目5番33号

乙： 住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 浩



別紙

承継する権利義務等の明細

本件分割によって、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日における次に記載するものとする。

1. 資産

①流動資産

- ・本件事業に係る棚卸資産

②固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び繰延税金資産

2. 債債

流動負債

- ・乙からの短期借入金のうち、本件分割により乙が承継する資産の金額に相当する金額の借入債務

3. 知的財産権

- ・本件事業に属する特許権、実用新案権、商標権、意匠権及び著作権等の知的財産権（特許を受ける権利等、これらの知的財産権を受ける権利を含む。但し、第三者との共有に係る知的財産権については当該第三者の同意が得られたものに限る。）
- ・本件事業に関するノウハウ（技術的思想、発明及び考案並びに設計、評価又は検査等の結果に関するデータを含む。但し、第三者との共有に係るノウハウについては当該第三者の同意が得られたものに限る。）

4. 契約上の地位（雇用契約を除く）

甲が乙を除く第三者と締結した以下に定める契約における契約上の地位及びこれに基づく権利義務（但し、金銭債権については、乙は甲から承継せず、効力発生日前日までに発生済みの金銭債務については、本明細第2項記載のものに限り、乙は甲から承継し、効力発生日前日までの原因に基づいてこれらの契約に基づき又は関連して発生する潜在的又は偶発的な債務及び責任については、乙は甲から承継しない。）

本件事業に関する売買契約、委託契約、外注契約、共同研究契約、実施許諾契約、賃貸借契約、使用貸借契約、リース契約、秘密保持契約その他の本件事業に係る契約（梱包及び輸送に関する契約を含む。また、日本国外の法律を契約準拠法とする契約については、相手方契約当事者の同意を得られなかったものを除く。）

なお、上記の契約に①甲が受注した電力プロジェクトに関する契約（下請業者との契約を含む。）、②甲が出資する海外合弁会社に係る合弁契約及び甲と当該合弁会社との間の契約、並びに③甲と甲又は乙の海外子会社との間の契約は含まれないものとする。

以上



貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	51,662,577	流動負債	73,653,253
現金及び預金	305,292	買掛金	4,742,782
売掛金	33,293,092	短期借入金	60,032,334
製品	1,949,417	未払金	684,194
仕掛品	7,995,470	未払費用	6,063,409
貯蔵品	169,458	未払法人税等	105,997
前払費用	76,028	前受金	175,226
未収入金	2,896,842	預り金	1,660
短期貸付金	4,742,434	工事損失引当金	810,987
立替金	187,730	為替予約	997,171
その他の	356,508	その他の	39,487
貸倒引当金	△ 309,700		
固定資産	16,304,629		
有形固定資産	11,587,930		
建物	625,818		
構築物	452,259		
機械装置	9,513,925	負債合計	73,653,253
車両運搬具	87,201		
工具器具備品	334,749	純資産の部	
建設仮勘定	573,976	株主資本	△ 5,630,008
無形固定資産	86,342	資本金	8,000,000
ソフトウェア	83,716	資本剰余金	8,000,000
電話加入権	1,829	資本準備金	8,000,000
施設利用権	797	利益剰余金	△ 21,630,008
投資その他の資産	4,630,356	その他利益剰余金	△ 21,630,008
関係会社株式及び出資	2,843,464	繰越利益剰余金	△ 21,630,008
差入保証金	536	評価・換算差額等	△ 56,037
長期前払費用	17,030	繰延ヘッジ損益	△ 56,037
繰延税金資産	1,769,315		
その他の	10	純資産合計	△ 5,686,046
資産合計	67,967,207	負債及び純資産合計	67,967,207

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 領
売 上 高	30,914,443
売 上 原 価	28,774,121
売 上 総 利 益	2,140,322
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,677,879
營 業 利 益	462,442
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44,311
為 替 差 益	742,445
そ の 他	40,252
營 業 外 費 用	827,009
支 払 利 息	240,322
そ の 他	23,205
經 常 利 益	263,528
	1,025,924
特 別 利 益	
海 外 工 事 関 連 訴 訟 求 償 益	871,523
特 別 損 失	871,523
海 外 工 事 関 連 損 失	2,939,597
税 引 前 当 期 純 損 失	2,939,597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,042,150
法 人 税 等 調 整 額	394,439
当 期 純 損 失	△ 541,469
	△ 147,030
	895,120

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算 差額等		純資産 合 計
	資 本 金	資本準備金	その他利益 剩余金	株主資本 合 計	
	繰越利益剩余金				
当期首残高	8,000,000	8,000,000	△ 20,721,630	△ 4,721,630	11,307 △ 4,710,322
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 13,258	△ 13,258	△ 13,258
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,000,000	8,000,000	△ 20,734,888	△ 4,734,888	11,307 △ 4,723,580
事業年度中の変動額					
当期純利益（△損失）	—	—	△ 895,120	△ 895,120	— △ 895,120
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	△ 67,344 △ 67,344
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 895,120	△ 895,120	△ 67,344 △ 962,464
当期末残高	8,000,000	8,000,000	△ 21,630,008	△ 5,630,008	△ 56,037 △ 5,686,046

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式及び出資金…移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ…時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、期末手持工事のうち損失発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)および「収益認識に関する適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (7) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については当該為替予約等の円貨額に換算しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (9) 連結納税制度の適用
住友電気工業㈱を連結親法人とする連結納税主体の連結子法人として、連結納税制度を適用しております。
- (10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が13,258千円減少しております。

3. 収益認識に関する注記

当社は、電線ケーブルの製造を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、国内販売

においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、製品の製造・販売に加え、販売した製品の据付工事など工事の設計・施工に係る事業も営んでおり、これらの請負工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として主に据付が完了した時点で収益を認識しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しており、当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について注記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(大型工事案件の会計処理)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

電線ケーブルの据付工事など工事の設計・施工に係る事業において売上高490,410千円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事の収益認識において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

工事総原価を見積る際は、工事契約を遂行するための作業内容を顧客からの指図に基づく仕様等を元に特定・網羅の上、適切な原価を算定し、又、受注後の状況の変化に応じて適時に見積りの見直しを実施しております。但し、工期が長期間に亘る工事案件については、天候の影響や予期せぬ工事内容の変更等に起因する工期の延長や追加コストの発生など不測の事態により、当事業年度末時点の想定を上回る追加原価が発生する場合、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	11,533,831	千円
② 短期金銭債務	64,268,202	千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

15,807,391 千円

(3) 保証債務

下記の会社に対して、次のとおり保証を行っております。

FINOLEX J-POWER SYSTEMS PRIVATE LIMITED 借入債務保証 178,296 千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	29,160,844	千円
② 仕入高	11,994,958	千円
③ その他営業費用	3,868,817	千円

営業取引以外の取引による取引高

① 営業外収益	57,616	千円
② 営業外費用	240,322	千円

(2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額

31,247 千円

(3) 特別利益の海外工事関連訴訟求償益には、海外での高压電力海底ケーブル工事における訴訟和解金として見込まれる収益を計上しております。

(4) 特別損失の海外工事関連損失には、海外での高压電力海底ケーブル工事において、耐圧試験中に発生した布設済ケーブルの絶縁不良に関連する復旧費用、および布設済ケーブルの防食層不良に関する復旧費用を計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数 普通株式 160,000 株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、外貨建の営業債権に対する為替変動リスクは先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引等であります。なお、デリバティブ取引は社内管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしており投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項(2021年3月31日現在)

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておらず、負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

金融資産・負債の内容	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	305,292	305,292	—
(2) 売掛金	33,293,092	33,293,092	—
(3) 未収入金	2,896,842	2,896,842	—
(4) 短期貸付金	4,742,434	4,742,434	—
(5) 買掛金	(4,742,782)	(4,742,782)	—
(6) 短期借入金	(60,032,334)	(60,032,334)	—
(7) 未払金	(684,194)	(684,194)	—
(8) デリバティブ取引	(997,171)	(997,171)	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金、売掛金、未収入金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、デリバティブ取引の時価は金融機関の提示価格によっております。

(注2) 関係会社株式及び出資金(貸借対照表価額2,843,464千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因是、下記の通りであります。

繰延税金資産・負債の内容	計上額(千円)
繰延税金資産	
繰越欠損金	960,172
未払費用	1,323,959
工事損失引当金	246,945
貸倒引当金	94,303
棚卸資産	312,759
関係会社株式評価損	204,197
繰越外国税額控除	37,798
その他	305,578
繰延税金資産小計	3,485,715
評価性引当額	△ 1,715,753
繰延税金資産合計	1,769,962
繰延税金負債	
未収還付事業税	646
その他	0
繰延税金負債合計	647
繰延税金資産の純額	1,769,315

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注5)	科目	期末残高(千円)(注5)
親会社	住友電気工業㈱	(被所有) 直接 100.0%	当社製品の販売及び材料仕入等	電線の販売等(注1)	29,142,588	売掛金	6,463,613
				原材料の購入(注2)	11,399,376	買掛金	2,374,956
				設備の購入(注2)	1,676,912	未払金	339,744
				業務委託料の支払	2,760,537	未払費用	1,432,925
				資金の借入(注3)	4,991,245	短期借入金	4,649,820
				利息の支払(注3)	44,749		
				CMS(注4)	540,242	短期借入金	55,382,514
				CMS利息の支払(注4)	195,572		

取引条件及び取引条件の決定方針等

住友電気工業㈱との取引条件につきましては、下記注記の通りですが、当社取締役会としては当社の利益を害するものではないと判断しております。

- (注1) 電線の販売等については、当社の税引前当期純利益に基づいて決定しております。
- (注2) 原材料の購入、設備の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- (注4) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、CMSの取引金額については、純増減額を記載しております。
- (注5) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注3)	科目	期末残高(千円)(注3)
子会社	J-Power Systems Saudi Co., Ltd.	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付 (注1)	4,991,245	短期貸付金	4,649,820
				利息の受取 (注1)	41,380	未収入金	95,561
兄弟会社	Sumitomo Electric Finance U.K. Ltd.	なし	資金の貸付等	CMS (注2)	△33,163	短期貸付金	86,434

取引条件及び取引条件の決定方針等

- J-Power Systems Saudi Co., Ltd. 及び Sumitomo Electric Finance U.K. Ltd. との取引条件につきましては、下記注記の通りですが、当社取締役会としては当社の利益を害するものではないと判断しております。
- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、資金の貸付の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- (注2) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、CMSの取引金額については、純増減額を記載しております。
- (注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 △ 35,537 円 78 錢
 ② 1株当たり当期純損失 △ 5,594 円 50 錢

計算書類に係る附属明細書

第20期

2020年 4月 1日から

2021年 3月31日まで

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

株式会社ジェイ・パワーシステムズ

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 : 千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	530,912	165,751	883	69,962	625,818	615,057	1,240,875
	構築物	453,688	35,680	438	36,670	452,259	195,719	647,979
	機械装置	8,838,734	1,542,574	1,821	865,562	9,513,925	14,033,885	23,547,810
	車両運搬具	20,327	82,094	-	15,220	87,201	107,395	194,596
	工具器具備品	309,546	126,267	40	101,024	334,749	855,334	1,190,083
	建設仮勘定	890,125	1,730,002	2,046,152	-	573,976	-	573,976
	計	11,043,334	3,682,371	2,049,336	1,088,438	11,587,930	15,807,391	27,395,322

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
無形固定資産	ソフトウエア	87,486	26,972	-	30,743	83,716	99,084	182,800
	電話加入権	1,829	-	-	-	1,829	-	1,829
	施設利用権	867	-	-	70	797	257	1,055
	計	90,183	26,972	-	30,813	86,342	99,342	185,685

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは、次の通りであります。

日高事業所	機械装置	みなと工場縦型集合機	206,411 千円
日高事業所	機械装置	みなと工場テーピング機	151,270 千円
大阪事業所	機械装置	大阪工場押出機検査装置	109,435 千円
日高事業所	機械装置	日高工場 6 Dパンバリミキサ	105,050 千円
日高事業所	機械装置	みなと工場2500 t ターンテーブル	92,864 千円

2. 引当金の明細

(単位 : 千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	292,200	231,700	214,200	309,700
工事損失引当金	1,161,741	31,247	382,002	810,987

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	9,540	
給 料 手 当	71,894	
退 職 手 当	3,392	
法 定 福 利 費	8,096	
荷 造 費 及 び 販 売 運 送 費	1,199,506	
広 告 宣 伝 費	495	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,500	
減 値 償 却 費	27,522	
賃 借 料	544	
保 險 料	5,162	
租 税 公 課	146,105	
旅 費 交 通 費	469	
通 信 運 搬 費	20,686	
業 務 委 託 費	117,017	
雜 費	49,945	
計	1,677,879	

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、世界各地において経済・社会活動が制限され、第1四半期に景気が大幅に悪化しました。第2四半期以降は、景気は総じて回復傾向で推移したもの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によって経済・社会活動に再び制限を受ける地域もあり、一部で弱さが残る状況となっております。

このような環境のもと、当期の決算は、売上高は30,914百万円（前期41,740百万円、25.9%減）と前期比で減収、利益面でも、営業利益は462百万円（前期1,228百万円）、経常利益は1,026百万円（前期817百万円）、当期純利益は△895百万円（前期△90百万円）と、前期比で減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は、1,730百万円であり、その主なものは電線ケーブル事業の生産能力増加を目的としたものです。

(3) 資金調達の状況

設備投資に係る資金は自己資金及び親会社からの借入れで賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種の進展に伴って収束していくことが期待されますが、変異株の感染拡大などの不透明な要素も多く、経済・社会活動の正常化が想定よりも遅れることが懸念されます。また、米中の通商政策などの政治的・地政学的リスク、半導体の供給不安、物流のコンテナ不足なども憂慮材料であり、当社を取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような情勢のもと、当社は、社員の健康と安全、サプライチェーンの維持確保を引き続き最優先としつつ、製造業の基本であるS（安全）、E（環境）、Q（品質）、C（コスト）、D（物流・納期）、D（研究開発）のレベルアップに努めてまいります。また、資産効率向上の取り組みにおいては、重要指標としているROIC*の改善に向けて、棚卸資産残高や営業債権・債務残高の最適化、設備投資案件の厳選実施などに努めてまいります。これらにより、いかなる環境にも耐えうる強靭な企業体質を構築し、「グロリアス エクセレントカンパニー」を目指して、“総力を結集し、つなぐ、つたえる技術で、よりよい社会の実現に貢献する”のコンセプトのもと取り組んでいる2022年度を最終年度とする中期経営計画「22VISION」の達成に向けて邁進してまいります。

* ROIC : Return on Invested Capital (投下資産営業利益率) の略。

具体的には、電力ケーブルについて、海外の新規大型プロジェクト、国内の設備更新需要に加え、脱炭素社会の実現に向けて市場が拡大している再生可能エネルギー案件を確実に捕捉するとともに、コスト低減、品質向上、新製品開発のほか、プロジェクトマネジメントの強化にも注力してまいります。

最後に、法令遵守や企業倫理の維持は、当社経営の根幹をなすものであり、企業として存続・発展するための絶対的な基盤と考えております。今後とも、住友事業精神の「萬事入精」「信用確実」「不趨浮利」という理念のもと、社会から信頼される公正な企業活動の実践に真摯に取り組んでまいります。また、住友事業精神と住友電工グループ経営理念の基本的な価値軸は、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) にも相互通ずるものであると考えており、当社グループは、「安全安心な社会、環境に優しい社会、快適で成長力のある社会」の実現に向け、総力を結集し、さまざまな価値の提供を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分 期別	第17期	第18期	第19期	第20期 (当期)
売上高(百万円)	55,282	66,949	41,740	30,914
営業利益(▲損失)(百万円)	▲1,422	1,816	1,228	462
経常利益(▲損失)(百万円)	▲1,343	1,022	817	1,026
当期純利益(▲損失)(百万円)	▲4,416	435	▲90	▲895
1株当たり当期純利益(▲損失)(円)	▲27,604.08	2,723.15	▲563.72	▲5,594.50
区分 期別	第17期	第18期	第19期	第20期 (当期)
総資産(百万円)	72,490	78,515	66,820	67,967
純資産(百万円)	▲4,949	▲4,612	▲4,710	▲5,686
1株当たり純資産(円)	▲30,934.00	▲28,827.08	▲29,439.52	▲35,537.78

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益(▲損失)及び1株当たり純資産は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は住友電気工業㈱であり、当社の株式を100%保有しております。当社は、同社と電線及び原材料の購入等の取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	事業の内容
J-Power Systems Saudi Co., Ltd.	62.5百万サウジアラビアリアル	100 %	電力ケーブルの製造販売
Finolex J-power Systems Private Limited	4,500百万インドルピー	51 %	電力ケーブルの製造販売

(7) 主要な事業内容

当社は電線ケーブルの製造及び工事を主要な事業として、併せてこれに付帯する一切の事業を営んでおります。

部門	主な事業内容
日高ケーブル部	送配電用ケーブルの製造
大阪ケーブル部	送配電用ケーブルの製造
海外エンジニアリング部	電力ケーブルの据付及び敷設に関するエンジニアリング、架空送電線及び地中線の保守監視システムの製造

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 営業所 : 国際営業部(東京、香港、シンガポール、クウェート)

② 工場等 : 大阪事業所、日高事業所(日立)

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
326名	7名減	41.1歳	20.3年

(注) 1. 上記のほか、3名の臨時使用人がおります。

2. 従業員のうち、出向者が326名であり、勤続年数は出向元から起算した通算勤続年数を適用しています。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

当期末における主要な借入金の状況は、次の通りであります。

借入先	借入金残高
住友電気工業㈱	60,032 百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000 株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 160,000 株
(3) 当事業年度末の株主数 1 名
(4) 株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
住友電気工業(株)	160,000 株	100 %

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	分掌又は重要な兼務の状況
取 締 役 会 長	内 桶 文 清	住友電気工業㈱顧問
代 表 取 締 役 社 長	大 澤 友 樹	総務部、経理部、業務部、輸出管理室、設備技術部、生産技術部、製造部
取 締 役	魚 住 剛	製造部長補佐 大阪地区の製造全般に関する特命
取 締 役	渡 邊 傑	住友電気工業㈱電力事業部長
監 査 役	片 岡 直 幸	住友電気工業㈱経理部大阪グループ長

- (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 9,540 千円
監査役 1名 1,200 千円

(注) 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額10,840千円があります。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

- (2) 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が同意した理由

監査役は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念及び行動基準を定めて、その浸透に努めるほか、法令・定款及び社会規範を遵守することが、企業活動を行なう上での前提であることを徹底しており、コンプライアンスリスクの把握、再発防止策等のコンプライアンス推進活動を実施しております。

また、金融商品取引法等に即した内部統制システムの整備及び運用を推進することにより、当社に係る財務報告の適正性を確保するための体制の強化を図っております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会の議事録を作成し、社内規則に則り、適正に保存及び管理をしております。

また、監査役が請求したときは、当該文書等をいつでも閲覧に供しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な契約、多額の借財など業績に重要な影響を及ぼしうる事案については、取締役会で審議し、承認を受けた後に実行しております。また、コンプライアンス、情報セキュリティ及び環境等に関するリスクについては、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い、規程を制定するなどの対応を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役や管理職の職務執行が効率的に行われるよう、職制及び業務規程において担当部門、職務権限及び各組織の所管業務を定めております。また、各部の業績や効率性については、種々の指標に関し半年度単位で目標を設定し、月次単位で達成状況を把握、分析の上、主管者会議等に報告して所要の対策を検討しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社の企業活動が法令に違反することなく、適正かつ効率的に行われる体制を維持するため、親会社による定期的な監査を受査し、その助言・指導に基づき内部統制の実施及び改善を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 及び

当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

該当事項はありません。

(7) 取締役及び使用人、子会社の取締役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他当社の経営上重要な事項について、取締役または子会社社長等より遅滞なく監査役に報告しております。また、コンプライアンス通報制度による通報の状況について、遅滞なく監査役に報告しております。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行っておりません。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針に関する事項

監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁財の請求があった場合には、速やかに対応し、また、職務の執行に関連して外部専門家に相談する場合の費用は会社が負担しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所の業務及び財産の状況を調査しております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2020年度の運用状況の概要については、以下の通りです。

- ・取締役会を毎月開催し、業績に影響のある事案は遺漏なく審議し、承認の上、実行しております。
- ・金融商品取引法に即した内部統制システムの整備について、親会社の指導も受けながら継続して取り組んでおります。
- ・各種事業リスクの棚卸とその対策の検討等、適宜、親会社リスク管理部門の指導も受けながら取り組んでおります。
- ・親会社による業務監査を受査し、その指摘事項に対しては、次年度に一部繰越すものを除き、2020年度内に対策を実施済みであります。
- ・当社並びに一部子会社は、親会社の業務基盤整備活動を導入し、年1回自主点検活動を実施し、不具合点の改善を図っております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社ジェイ・パワーシステムズ
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松本光弘



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・パワーシステムズの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は取締役、その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月7日

株式会社ジェイ・パワーシステムズ

監査役 片岡直幸



